

令和元年 8 月 27 日

介護サービス事業所代表者 様
居宅介護支援事業所代表者 様

日立市長 小川 春樹
(介護保険課扱い)

令和元年 10 月からの介護報酬改定に伴う対応等について (通知)

日ごろから、本市介護保険事業の円滑な推進につきましては、格別なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、10 月からの消費税引上げに伴う介護報酬改定等の対応につきましては、厚生労働省や関係機関等からの情報を踏まえ、準備を進めていただいていることと存じます。

改定に当たりましては、下記事項に御留意の上、遺漏のないよう対応くださるようお願いいたします。

記

1 改定内容について

(1) 令和元年 10 月の介護報酬改定の概要

参考資料 1 : 第 168 回社会保障審議会介護給付費分科会資料

ア 新加算「介護職員等特定処遇改善加算」の創設

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算が創設されます。

イ 消費税引き上げに合わせた基本報酬及び加算報酬の見直し

令和元年 10 月サービス利用分から、課税費用 (介護用品等) に係る影響を勘案し、基本報酬への上乗せが行われます。(改定率: +0.39%程度)

なお、加算報酬については、課税費用の割合が高いものについて一部上乗せが行われます。

ウ 基準費用額、負担限度額について

令和元年 10 月サービス利用分から、施設等を利用した際の食費・居住費等に係る基準費用額が引上げとなります。なお、低所得者の負担限度額 (第 1 段階～第 3 段階) については、現行額が据え置きとなります。

エ 区分支給限度基準額の見直しについて

消費税引上げに伴い介護報酬の改定が実施されることに伴い、従前と同量のサービス利用をしているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じることがないように、基準額が引き上げられます。

(2) 支給限度基準額の見直しに伴う介護保険被保険者証について

令和元年 10 月サービス利用分からの支給限度基準額の見直しに伴い、全被保険者分の「介護保険被保険者証」の支給限度基準額欄を修正する必要がありますが生じますが、交付日を基準に、以下により対応することを原則とします。

ア 令和元年9月30日以前に交付した介護保険被保険者証
再交付はせず、交付済みの被保険者証に記載された改定前の支給限度基準額を、改定後の支給限度基準額に読み替えて対応することを原則とします。

イ 令和元年10月1日以降に交付する介護保険被保険者証
新たな支給限度基準額を記載して交付します。

(3) 令和元年10月からの介護職員等特定処遇改善加算算定に係る対応について

介護職員等特定処遇改善加算計画書の提出については、すでに、日立市ホームページ等でお知らせをしているところですが、今般国から、加算算定に必要な様式が提示されたため、地域密着型サービスに係る様式について、日立市ホームページに掲載いたします。(9月3日(火)頃予定)

算定を予定する地域密着型サービス事業所につきましては、令和元年9月13日(金)までに必要書類を日立市に提出してください。

2 改定内容の確認等について

(1) 介護報酬の改定内容については、サービスごとの費用の額の算定に関する基準、介護報酬の算定構造等については、厚生労働省ホームページやWAMNET等を活用し、十分に確認をしていただくようお願いいたします。

【参考資料】

- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和元年8月13日付老推発0813第1号等通知）
- ・介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（令和元年8月6日付厚生労働省老健局介護保険計画課等通知）

(2) 消費税率の引上げに伴う消費税の転嫁については、公表されている内閣府の「消費税率の引き上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等に基づき、適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

【参考資料】

- ・消費税の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について（令和元年7月5日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室等通知）

3 利用者への対応等について

(1) 消費税率の引上げに伴う報酬改定による利用者負担の増額については、利用者及びその家族に十分な説明を行ってください。また必要に応じ、重要事項説明書、契約書等の変更についても遺漏のないよう、対応をお願いします。

(2) 居宅サービスの実施においては、ケアマネジャーと十分に連携を図り対応してください。

(3) 消費税率の引上げに伴う報酬改定、支給限度基準額の見直しに伴う介護保険被保険者証の読み替え等に係る周知のため、「介護保険の介護報酬改定等に伴うお知らせ」（別紙）を市で作成しましたので、利用者・家族への説明に御活用ください。

以上